

場内テレビ運営および場外発売実況テレビ放送運用 業務委託仕様書

業務委託契約書に定める業務内容は以下のとおりとし、蒲郡市モーターボート競走事業（以下「甲」という。）が受託業者（以下「乙」という。）に対する大要を示すものである。

1 契約の範囲

本契約は、令和7年7月1日から令和11年6月30日までの間の前検日、本場開催日、本場場外併売日、単独場外発売日、特殊勤務日（電気設備年次点検後のTV室立上げ、避難訓練）および外向発売所営業日における出勤を対象とする。

2 入札に付する事項

- (1) 入札書に記載する金額は、令和7年7月1日から令和11年6月30日における以下の日数により、業務委託受託費用総額を記載すること。

【本場】

・前検日（本場営業無し）	128日
・前検日（他場デイ開催）	16日
・前検日（他場ナイター開催）	4日
・本場開催日（蒲郡開催のみ、他場ナイター併売含む）	160日
・本場開催日（他場デイ併売含む）	640日
・単独場外発売日（他場デイ開催）	56日
・単独場外発売日（他場ナイター開催）	36日
・特殊勤務日	8日

【外向発売所】

・場外発売（デイのみ）	4日
・場外発売（ナイターのみ）	4日
・場外発売（デイ＋ナイター）	4日
・場外発売（デイのみ）＋早朝（モーニング）発売	4日
・場外発売（ナイターのみ）＋早朝（モーニング）発売	4日
・場外発売（デイ＋ナイター）＋早朝（モーニング）発売	1432日

- (2) 落札者は、落札決定後速やかに入札内訳書（第3号様式）を作成し提出してください。提出された内容が正当であることを確認した結果、当該書類に記載されている業務単価で契約を締結するものとします。

- (3) この入札に係る契約は、税抜価格とします。

- (4) 本案件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とします。長期継続契約は、翌年度以降の債務を負担することなく長期の契約を締結できるものであるため、契約書には、「翌年度以降において歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除又は変更することができる」旨の条項を盛り込むものとします。

3 勤務日

- (1) 勤務日は、前検日、本場開催日、本場場外併売日、単独場外発売日、特殊勤務日（電気設備年次点検後のTV室立上げ、避難訓練）および外向発売所営業日とする。なお、外向発売所は、電気設備年次点検の3日間及び大時計検査の4日間を除き年間を通し全て営業を行う。
- (2) 前項以外の日に勤務が必要な場合は、甲と乙で協議し、事前に乙に対し文書でこの旨を通知する。
- (3) 外向発売所の発売日程詳細は、3ヶ月毎に決定する。
- (4) 天候不良やシステム障害など何らかの事情で勤務日に変更が生じる場合がある。
- (5) 前検日、本場開催日、単独場外発売日、特殊勤務日以外の外向発売所営業日においても、必ずTV室に人員を配置すること。

4 勤務時間

「3. 勤務日（2）」に基づく勤務時間については、甲と乙で協議し、事前に乙に対し文書でこの旨を通知する。

5 勤務体制

- (1) 勤務場所は、4階TV室とする。
- (2) 勤務する技術者区分は、保全技師補、保全技術員、保全技術員補とする。
- (3) 本場（前検日、本場開催日、本場場外併売日、単独場外開催日、特殊勤務日）においては、保全技師補を必ず配置すること。
- (4) 外向発売所営業日の人員構成において、保全技術員の割合を半分以上とすること。
- (5) 「3. 勤務日（2）」に基づく勤務体制については、甲と乙で協議し、事前に乙に対し文書でこの旨を通知する。
- (6) 諸事情により、勤務体制の見直しなどが必要な場合は、甲と乙の協議により決定する。

6 業務内容

(1) 前検日

ア 実況用テレビカメラ4台（予備1台含む）の動作確認（旋回台3ヶ所含む）。

カメラ数内訳：センター、1マーク、2マーク、ピット

イ 監視カメラ2台の動作確認。カメラ数内訳：大型映像装置、中型映像装置

ウ 中央館4階テレビ室内の各種機器（別紙参照）の動作確認。

エ 中型映像装置の起動および動作確認。

オ 大型映像装置の起動および動作確認。

カ 場内テレビの清掃、映像確認。

キ システムコントローラ制御ソフトウェアにて、映像グループ設定確認および映像グループ設定変更を行う。

ク オリジナル展示タイム計測システムのカメラ起動。

ケ 故障及び機能不備がある場合、市担当者に報告し、株式会社日本レジャーチャ

ンネル殿に連絡して応急処置を行う。

コ 選手訓練、特訓のスリット映像を大型映像装置へ放映（不定期）。

サ その他、市担当者の運用に対する指示の実行。

(2) 本場開催日、本場場外併売日、

ア 展示、本レース及びその他（水神祭等）指示する実況カメラ撮影操作業務。

イ 開門から閉門までの放映プログラム送出及び各種情報送出。

ウ 本レースの録画及びリプレー放映。

エ 前日レースの録画、編集及び放映の確認。

オ 次節案内HDDへの収録、編集及び放映。

カ スタート及びゴール時の写真判定の放映。

キ 中型映像装置の運転作業。

ク 大型映像装置の運転作業。

ケ オリジナル展示タイム計測システムの計測。

コ 中央館4階テレビ室内の各種機器（別紙参照）の動作確認及び放映操作。

サ 次節案内の作成、放映。

シ ピットレポート、勝者インタビュー放映。

ス 前日レースリプレーの正常作成完了の確認。

セ ピットサブとの回線テスト。

ソ システムコントローラ制御ソフトウェアにて、映像グループ設定確認および映像グループ設定変更を行う。

タ 実況映像バックアップシステムの運用。

チ ゴール判定写真を取り込み、画像ファイルをトランスワード様にメールで送信（ゴール判定時のみ）。

ツ 各種テロップの作成及び放映（不定期）。

テ センターコートイベントの撮影、放映（不定期）。

ト 展望番組の録画、放映（最終日。但しグレードレースは不定期）。

ナ ネット映像配信業者より依頼された回線テストの実施（不定期）。

ニ 上級官庁等より依頼された各種キャンペーン等の動画、静止画の放映（不定期）。

ヌ 開門前に選手訓練、特訓及びレース間特訓のスリット映像を大型映像装置へ放映（不定期）。

ネ レース中に告知テロップを送出する。（不定期）

ノ C S 番組・YOUTUBE 向けにレース映像を録画・提供する。

ハ 配信映像等に障害が発生した場合は復旧作業を行う、または支援を行う。

ヒ S G、G 1 レース開催時の J L C への協力。

フ その他、市担当者の運用に対する指示の実行。

(3) 単独場外発売日

ア 開門から閉門までの放映プログラム送出及び各種情報送出を行う。

イ 中型映像装置の運転作業

ウ 大型映像装置の運転作業

エ テレビ室内機器の日常的な点検及び放映操作を行う。

オ システムコントローラ制御ソフトウェアにて、映像グループ設定確認および映像グループ設定変更を行う。

カ その他、市担当者の運用に対する指示の実行を行う。

(4) 外向発売所営業日

ア 外向発売所に実況テレビ放送を放映する。

イ J L C 六本木映像センターと配信映像確認を行う。

ウ I I I S 接続確認を行う。

エ システムコントローラ制御ソフトウェアにて、映像グループ設定確認および映像グループ設定変更を行う。

オ 映像送出状況を監視する。

カ 配信映像等に障害が発生した場合は復旧作業を行う。

キ センターコートでのイベント開催時、静止画・動画を送出する。(不定期)

ク その他、市担当者の運用に対する指示の実行を行う。

7 適用除外

次の事項については、本業務の契約に含まない。

- (1) テレビ室関連機器に関する保守管理業務（状況報告及び協力支援は除く）
- (2) テレビ室関連機器のオーバーホール業務（状況報告及び協力支援は除く）
- (3) テレビ室関連機器の修理および精密点検業務（簡易な修理、清掃を除く）
- (4) テレビ室関連機器に係る消耗品の供給
- (5) テレビ室関連機器の部品供給および交換作業(予備機への簡易な交換作業除く)
- (6) 中型映像装置に関する保守管理業務（状況報告及び協力支援は除く）

8 緊急時対応

開催中の故障等には早期に対応し、業務に支障のないようにすること。

9 業務委託報告書の提出

- (1) 実施報告書等を毎日提出し、担当者の確認を受けること。
- (2) 実施報告書は、本場、外向発売所を分けて提出すること。

10 契約および支払方法

- (1) 本業務は、場内テレビ運営業務委託と場外発売実況テレビ放送運用業務委託の2種類の契約に分けることとする。
- (2) 委託料は、契約ごとに毎月受託者の請求によって支払うものとする。

11 契約満了後の業務の引継ぎ

契約満了後においては、新たな契約業者に対し、引継ぎのための説明会を実施すること。また、書面にて引継書を提出すると共に、契約満了後においても、業務内容の問い合わせに対して誠実に対応すること。

1 2 その他

- (1) 本業務で使用する委託者所有設備、所有機器に関する付属機器類、備品類、消耗品および業務遂行に必要とする光熱費は委託者の負担とする。また、受託業者の技術者が使用する消耗品は受託者の負担とする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、協議の上で決定する。